

欧州の基準・認証制度の動向(2010年9月/10月)

● トピック・ニュース

家庭電化製品へのエネルギー消費効率ラベリングを強化

テレビ、冷蔵庫、食器洗浄機、洗濯機に対するエネルギー消費効率の格付けとラベリング要件の草案が作成された。新たな対象はテレビだけであり、他の3つの製品分野では既にエネルギー効率のラベル表示が実施されているが、現行の要件がかなり強化されることになる。例を挙げるなら、冷蔵庫のエネルギー効率が60%の場合、新しい格付けではA+++となり、現行の 카테고리Aより格付けが更に厳密になっている。4つの製品分野でのエネルギー効率の最低限要件は、並列して行われているEUエコデザイン・プログラムの中で既に起草又は採択されており、2重に効果を発揮する。例えばテレビの場合、EUは、エコデザイン効率の最低限要件によって2020年までに年間の電力消費を28テラワット時(TWH)節約できると見込んでいる一方で、ラベリング要件によってさらに15TWHを節約できるとしている。この2つを累積した数字は、EUの年間総合電力消費量が3000TWHよりやや多い程度であることからして、一つの製品分野としては膨大である。

関連URL:

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c%282010%296477_en.pdf

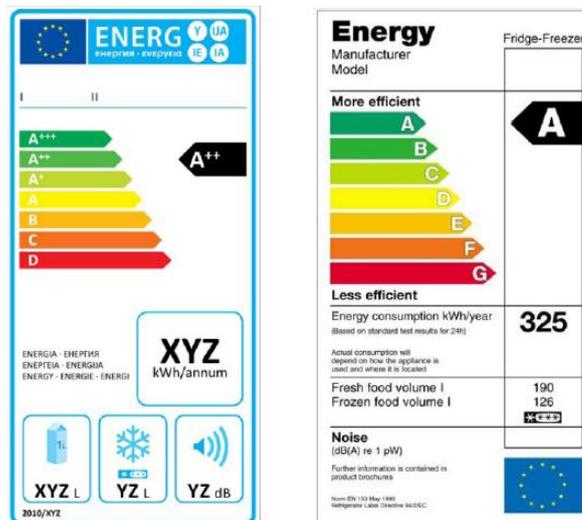
[http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c\(2010\)6459_en.pdf](http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c(2010)6459_en.pdf)

[http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c\(2010\)6619_en.pdf](http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c(2010)6619_en.pdf)

[http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c\(2010\)6481_en.pdf](http://ec.europa.eu/energy/efficiency/labelling/doc/c(2010)6481_en.pdf)

(洗濯機、食器洗浄機、テレビ、冷蔵庫のそれぞれのラベリングに関する文書)

図 新旧ラベルの事例(冷蔵庫)



新ラベル

旧ラベル

模倣品対策に関する新しい国際協定

EUは、水際での協力と模倣品の発見を強化するために、EU外の10カ国との模倣品貿易防止協定（ACTA）に暫定的に署名した。協定に署名したのは、一カ国を除き全て先進国である。この協定の注目すべきところは、刑事処分の導入及び国境を越えた情報交換に新たな可能性をもたらすことである。そのためには、正式な批准が必要となる。中国やインドなど、模倣品の主要生産国は協定に署名していない。こうした国々を協定に関与させる努力が、様々な効果を模索するプログラムの中で別途継続して行われている。一番新しい例は、いわゆるSmart Secure Trade Lanes（SSTL）におけるコンテナの追跡を改善するための試験的なプログラムである。

関連URL:

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/october/tradoc_146699.pdf （ACTA協定の前文書）

<http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/trade-topics/intellectual-property/anti-counterfeiting/>

（模倣品対策に係るEUのウェブサイト）

製品安全：中国との協力の成果

中国当局との非食品関連分野の製品安全の協力関係が3年間で着実に拡大され、その成果が発表された。これは、危険製品に関する最も重要な情報源となっている。この成功を裏打ちする最も衝撃的な例は、毎月約9件の工場が安全上の理由で輸出の資格を失っているという驚くべき事実である。しかし、食品関連のデータとは対照的に、この報告書は技術面での違反については言及していないため、持続的な改善への努力を推し進める効果は必ずしも明らかでない。

関連URL:

http://ec.europa.eu/consumers/safety/int_coop/rapex_china_report_en.pdf

（RAPEX (Rapid Exchange of Information) に係る中国との協力成果文書）

韓国との自由貿易協定：二国間協定シリーズの第一弾？

EUと韓国との間で自由貿易協定(FTA)の調印が行われ、批准されることになる。内容は、関税引き下げ、及び非関税障壁撤廃の合意である。一例を挙げるなら、電気製品のセクター合意により、殆どの欧州製品は韓国で認証を受ける必要が無くなり、IECのCBスキームが正式に承認されることになる。EUは、これ以外にもいくつかの(二国間協定)交渉を開始すると発表した。しかし、交渉するだけの価値があるかどうかを見極めるまでには時間がかかるであろう。以前に締結されたより規模の小さい二国間協定 - 相互認証協定(MRAs)が典型的な例である - は、現在では当初の期待ほどの価値がないと一般的にはみられており、また、全ての国が「二国間」の交渉にとどまるのであれば、世界貿易は極端に複雑になるであろうという危惧が残る。

関連URL:

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=443&serie=273&langId=en>

(韓国EU自由貿易協定のフルテキスト)

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/html/145203.htm> (協定の概要に関するEU資料)

海底油田・ガスの設備：EU内での規制の整合化

EUは海底油田・ガスの設備に関する技術規制の整合化を行う予定であり、その詳細な草案が2011年に作成されることになっている。これまでのところ、これらの設備は主としてEUメンバー国の独自の規制に任されており、整合化は機械類及びATEX製品など、他所でも使われている製品のみ限定されている。この動きは、今年の初めにメキシコ湾で起きた深海層での惨事 - BPの掘削装置の故障による甚大な災害と深刻な環境破壊 - への対応であることは明白である。欧州の標準化団体、ISO、IECによる規格だけを順守の基盤にするという提案は、この分野では米国の標準化団体の規格も大幅に採用されているという事実とどのように調和が図られるのか注目である。

関連URL:

http://ec.europa.eu/energy/oil/offshore/standards_en.htm (オフショア油ガス田に係るEUサイト)

http://ec.europa.eu/energy/oil/offshore/doc/com%282010%29560_en.pdf

(EU議会が承認したオフショア油ガス田の規制に関する文書)

自動車の型式認証：改正の最終段階であるというEUからの発表

オートバイに対する型式認証制度の調査結果が発表されたことに伴い、公道走行可能な自動車車両の3つの製品分野での改正案が提示又は承認されたことになる。乗用車に対する改正は2007年に承認され、トラクター用の改正案は今年の夏の初めに提示された。3つの副部門における改正のゴールは、型式認証の仕様を改定して簡単に迅速に適用できるものとし、国連欧州経済委員会の仕様 - 当該分野における国際規格 - をEUが実施するための確実な法的基盤を提供することである。2輪・3輪車への改正発表の内容は、排気ガス規制の強化と新型ブレーキ等の新しい安全機能に対する規定である。その他の仕様は変わらない。しかし、この改正は、2014年までに多数の現行規則を廃止し、数を減らした新しい規則に置き換えることを義務付けているが、改正の一環として既に廃止されているEMC(電磁両立性)に関する旧規則の一つについて、EUがその更新版を承認すると発表したため、このプロセスは複雑で手間のかかるものとなる可能性がある。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:182:0024:0029:EN:PDF>

(規制制度の改正・運用の複雑さに懸念を示す欧州経済社会評議会 (European Economic and Social Committee) 文書)

ジェトロ・ジュネーブ事務所作成

● 最新情報

玩具指令：

EN 71 シリーズ中の 3 件の部分規格 (Part-standard) の新版を承認するという 8 月の発表に訂正が加えられた。この発表では、2010 年 2 月から 8 月にかけて同じ規格の旧版に基づいて発行された適合性宣言 (Declarations of conformities) は、急遽遡って無効になったとされているが、無効ではないという訂正である。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:236:0003:0004:EN:PDF>

(玩具指令下での更新された適合規格に係る文書)

<http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/documents/harmonised-standards-legislation/list-references/toys/>

(玩具指令下での適合規格一覧)

電気製品：

ROHS 指令により使用が禁止されている有害な金属と化学物質について、禁止免除に関する新しい総合テキストが発行された。この中では、個々の免除の期間延長と撤去の両方が記載されている。一方、中核的指令を強化する案の進展については報告されていない。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:251:0028:0034:EN:PDF>

(ROHS指令の最新の修正)

化学物質/爆発物：

テロ行為に使用される可能性のある前駆物質又は原料と見なされる濃縮化学物質の販売制限を強化する案がまもなく発表される予定である。この文書は、例えば肥料、シャンプー、排水管洗浄剤などに、薄めて安定化合物として使用すれば、EU 内でこれらの物質を引き続き販売できることを説明している。

関連URL:

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/1144&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

[e=en](#) (前駆物質等の販売に関するEUサイト)

ATEX 製品(爆発性雰囲気使用機器) :

新たに7件の規格文書が承認され、且つインターネットの公式サイトが改善された。この改善により、関連の保健&安全規則にリンクされる他、ガイダンス文書の確認が簡単になった。

関連URL:

<http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:251:0001:0010:EN:PDF>

(ATEX指令に基づく適合規格に係る統合文書)

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/mechanical/atex/index_en.htm (ATEX指令に係るEU公式サイト)

電気通信/周波数 :

新たに提案された第1回周波数政策プログラムは、2012年までにワイヤレス・ブロードバンド通信用として3つの周波数領域の割り当てを強制している。EUは2002年からこの政策枠組みを有しており、この新しいプログラムは従前の政策枠組みの一部にすぎない。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0471:FIN:EN:PDF>

(第1回周波数政策プログラムのテキスト)

http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/radio_spectrum/index_en.htm

(EUの周波数割り当て管理に関する政策サイト)

危険物輸送 :

2011年1月から、危険物の国際輸送に関する最新の国際条約が、陸路、鉄道、内陸水路によるEU内貿易にも適用されることになる。国際規格の更新版を直接に施行するための法的基盤は、2008年に採択された。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:260:0013:0059:EN:PDF>

(2008年に採択された危険物輸送に関する指令)

建築物 :

20年来の建築物指令と差し替えるために2008年に出された案の草稿がつい最近発行された。この新しい文書は、適合性評価 (DoC) を、パフォーマンス宣言 - 他の CE マーキング指令下では知られていないコンセプト - 、及びその他多数の未検証の方法に置き換えることを提案している。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:282E:0001:0052:EN:PDF>

(最近の建築物規制の提案に関する文書)

鉄道の相互運用性 :

鉄道の相互運用のための技術仕様(TSIs) - EU 域内のどこでも全車両が自由に動けるようにすることを目標に 1996 年に導入されたもの、- の定期更新が行われた。これと並行して、鉄道サービスの営業の自由化の枠組みが更新されたが、技術的規則には何の影響も及ぼさないものである。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:280:0029:0058:EN:PDF>

(最新の技術使用の更新文書)

織物 :

織物の名称の記述に関する EU 規則の改正版がまもなく批准される。ほとんどの織物製品に対し、どのタイプの繊維であるかを特定することが EU 内では義務付けられているが、そのためには整合化された方法で検査する必要がある。新しい文書は許可のスピード化を促し、よって新しい繊維の市場進出も早まることになる。また、テスト方法の曖昧なところを明確にしている。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0031:FIN:EN:PDF>

(織物の名称使用とラベリングに関する規則改定案に関する文書)

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/textiles/single-market/textiles-names-legislation/index_en.htm

(現状の規制に関するEUサイト)

食品添加物 :

様々な添加物のポジティブリストに関し定期更新が行われたが、これは香料と着色料には影響が無く、更新が行われたのは、例を挙げれば増粘剤である。この更新は 2008 年以前の規則 - 安全評価の長期プロセスを導入した 2008 年の改正により置き換えが明確にされるまで有効である - に適用される。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:279:0022:0031:EN:PDF>

(新たな添加物の更新に関するEU文書)

● 新規公式報告書及び関連発表

2011年の欧州委員会作業プログラム：

毎年更新される本プログラムの最新版が発行された。その中で、現行のプログラムを引き続いて行うほか、新たな取り組みの主なものを特定している。リストの第1は2011年に採択されることになっている新しい単一市場令で、最初の単一市場プログラムが採択されてから20年たっても未だ存在するEU内での自由な移動を阻止する障壁を撤廃するための新たな活動を目的とした取り組みである。このプログラムにおけるその他の優先事項は、エネルギー、スマートグリッド(次世代送電網)、デジタル化、製品安全に関する法律制定の再調査、等である。

関連URL:

http://ec.europa.eu/atwork/programmes/docs/cwp2011_en.pdf (2011年の欧州委員会作業プログラム)

http://ec.europa.eu/atwork/programmes/docs/cwp2011_annex_en.pdf (同作業プログラム付属書の詳細)